様式第１号

都市公園内行為許可申請書

　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（あて先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　仙台市都市公園条例第３条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　行為の目的 |  |
| ２　行為の内容 |
|  ３　行為の場所 　　　　公園内（別紙図面表示の箇所） | ４　使用面積　　　　　　　　　　　　㎡ |
|  ５　行為の期間及び時間 　　　　　　　年　　　月　　　日から 　　　　　　　年　　　月　　　日まで |  　　午前・後　　　　時　　　　分から 　　午前・後　　　　時　　　　分まで |
|  ６　使用団体等の名称 |  ８　その他 |
|  ７　公園の復旧方法 |
|  ９ 使用料の算定基礎 |  10　使用料 　　　　　　　　　　　　円 |
|  11　備　考 |
|  添　付　書　類 |  １　行為の内容を具体的に示す書類 ２　行為を行う区域を表示した図面 |
|  審査の結果、この申請は関係法令に適合していると認められるので、許可してよろしいか伺います。 |
| 起　　案 | 決　　裁 | 施　　行 | 指　　令　　番　　号 | 受　付　印 |
|  　年　月　日 |  　年　月　日 |  　年　月　日 |  　仙台市（　　　　） 　指　令第　　　　号 |  |
| 公印承認 |  |  |  | 課　長 | 係　長 | 係　員 |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第２号

都市公園内行為許可書

　　仙台市（　　　　）指令第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

|  |  |
| --- | --- |
| １　行為の目的 |  |
| ２　行為の内容 |
|  ３　行為の場所 　　　　公園内（別紙図面表示の箇所） | ４　使用面積　　　　　　　　　　　　㎡ |
|  ５　行為の期間及び時間 　　　　　　　年　　　月　　　日から 　　　　　　　年　　　月　　　日まで |  　　午前・後　　　　時　　　　分から 　　午前・後　　　　時　　　　分まで |
|  ６　使用団体等の名称 |  ８　その他 |
|  ７　公園の復旧方法 |
|  ９ 使用料の算定基礎 |  10　使用料 　　　　　　　　　　　　円 |
|  11　備　考 |
| 12　条　件　　　　裏面の許可条件を遵守すること。 |

　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについては、上記のとおり許可します。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

**区　長**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

注意事項

　(1)　使用にあたっては、本市係員の指示に従ってください。

　(2)　使用中施設を荒廃、又はき損したときは区長の定める損害額を弁償すること。

　(3)　使用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。

　(4)　使用日時は厳守すること。

　(5)　この許可書は、行為または施設使用中携帯すること。

仙台市都市公園条例抜すい

　（行為の禁止）

　都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

　(1)　都市公園を損傷し、又は汚損すること。

　(2)　竹木を伐採し、又は植物、土石の類を採取すること。

　(3)　土地の形質を変更すること。

　(4)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

　(5)　はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。

　(6)　立ち入り禁止区域に立ち入ること。

　(7)　指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ又はとめておくこと。

　(8)　たき火をし、火気を持ち遊びその他危険な遊ぎをし、又は公衆の都市公園の利用に支障ある行為をすること。

　(9)　都市公園をその用途外に使用すること。

◎　不服申立その他

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は、仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。